



ともしび運動  
ともに生きる福祉社会づくりをめざして

“KANAGAWA”

# 福祉タイムズ

2006 2 No.651

発行日 2006年(平成18年)2月15日

毎月1回15日発行

発行所 〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

TEL045-311-1423 FAX045-312-6302

<http://www.progress.co.jp/members/jinsyakyo/>

編集発行人 米倉孝治

定価 100円(税・郵送料込)

印刷所 株式会社 神奈川機関紙印刷所

昭和27年1月30日 第三種郵便物認可



「人が喜んでくれることが喜び」増藤純さん(写真中央)は、茅ヶ崎市にあるグループホーム「下宿屋」に住んで7年目になり、入社4年目の藤沢の会社に勤めている。人の役に立ちたいと救急法や蘇生の講習会を受け、献血にも協力している。地域にも積極的に関わり、自分でやれることをやっていきたいと話す。「ここにきて良かったのは相談できる相手がいて、一緒に居酒屋にも行く。また、方々の講演会に行って自分のことを話す機会ができたこと。夢は、いい人がいたら結婚したい」と満面に笑みをたたえて話す。(写真・文 菊地信夫)

あんぐる

大寒の翌日、我が街「川崎」も銀世界になりました。雪は「天からの贈り物」。真っ白に変貌した木々の様は何とも壯観でした。

今冬の寒波による豪雪は、昭和三十八年の佐渡の私の家の雪下ろしを思い出します。屋根と同じ高さになるほどに積もり、玄関から公道まで雪の階段を作りました。平屋の家は、雪に閉まれ地下室のようでしたが、二階建ての家が夢だった小学生の私には、その階段がとても嬉しく、家の前の雪壁に穴を掘りましたが、「かまくら」を楽しんだりしたものでした。

雪は、そんな昔のことを思い出させてくれましたが、「豪」がつくと「災」も付いてきます。高齢者世帯の雪下ろしなどは日常的なサービスとして提供できぬのだろうかななど、豪雪対策を考えたのもこの冬の「豪雪」です。

全国で雪による事故で百人以上の人気が亡くなり、屋根から落ちた雪の下敷きになつた方もいます。ある放送局で三十キロの雪の塊を屋根から落とす実験をしていました。雪の密度や速度によつても違いますが、落ちた時は一・三トンの衝撃となるそうで、頑丈な木箱が無残に壊れていきました。雪と言えども岩石と同じだと、改めて「雪」の恐さを知ることになりました。

川崎市社会福祉協議会福祉部長 土屋加代子

## 目次.....CONTENTS

- 判断能力が十分ではない方を地域で支えるために……2
- 県福祉作文コンクール表彰式開催……4
- 保育園と幼稚園の総合施設 中間まとめ 小される……5
- 認知症高齢者グループホーム外部評価結果を確定……6
- 長寿社会開発センターいざいぎはつらーく……………7
- 連載・サービスを生む・育てる(1)……………10
- 11

# 判断能力が十分ではない方を地域で支えるために

## 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の利用促進を…

近年、悪徳な訪問販売やリフォーム詐欺など、判断能力が十分ではない高齢者等をターゲットにした犯罪が社会問題になっており、地域で安心して暮らしていくために、どのように支えていくかが課題となっています。

一方、自らの意志を的確に伝えることが困難な方々の社会生活を支える仕組みとして、「地域福祉権利擁護事業」と「成年後見制度」が制度として創設されております。

そこで、この2つの事業の意義と連携について考えます。

### 判断能力が十分ではない方を 支える両制度

平成十二年に施行された社会福祉法により、福祉サービスは「措置」から「契約による利用」へと転換され、今の福祉サービスを考える上で基本となつております。人ひとりが地域社会において、そして、自立して生活できるようにという理念が定着してきました。

しかし、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの中には、意思能力、判断能力が十分ではない方たちもおり、地域においては、福祉サービスを十分に利用できない方や日常的な金銭管理を一人で行なうことが困難な方も増えてきています。

そのような方々への支援は、それまで隣人等の善意により行われてきた経過がありますが、特に金銭管理について、はつきりとした位置付けが無いために、トラブルに巻き込まれるケースもあります。

そういった背景から、「地域福祉権利擁護事業」が、平成十一年十月からスタートしています。

一方、判断能力が十分ではない方々の保護をする制度としては、民法に禁治産者、準禁治産者制度が規定されていましたが、要件が

厳しくなかなか理解しにくいなどの理由により平成十二年に改正され、「成年後見制度」として開始されています。

### 自己決定を前提に社会生活を 支える地域福祉権利擁護事業

「地域福祉権利擁護事業」は、判断能力の十分でない人を対象に、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用契約や日常的な金銭管理の支援、通帳・証書等の預かりなどのサービスを、利用者と市町村社協の契約により行うものです。

この事業は、社会福祉法に規定されており、特にホームヘルパーや民生委員児童委員等、関係機関からの期待や関心が高く、本県では県下の市町村社協（横浜・川崎を除く）でサービスを提供しています。

対象者は、判断能力の十分ではない方々の自己決定を支援するという位置付けのもと、意思能力、約締結能力はある「方になります。また、事業の対象者かどうかを判断する目安としては、「契約締結能力は不十分であつても、「契約締結能力はある」方になります。

また、市町村社協に設置される、弁護士、精神科医等で構成する契約締結審査会において、客観

的かつ専門的に審査され、本事業の契約の可否が決定します。市町村社協には、地域福祉権利擁護事業の「専門員」が配置され、相談は無料で行われます（契約後の諸サービス利用は有料）。福祉サービスの利用契約や日常的な金銭管理の支援にあたつては、専門員の指示を受けた「生活支援員」が利用者宅を訪ね、「サービス提供」を行っています。

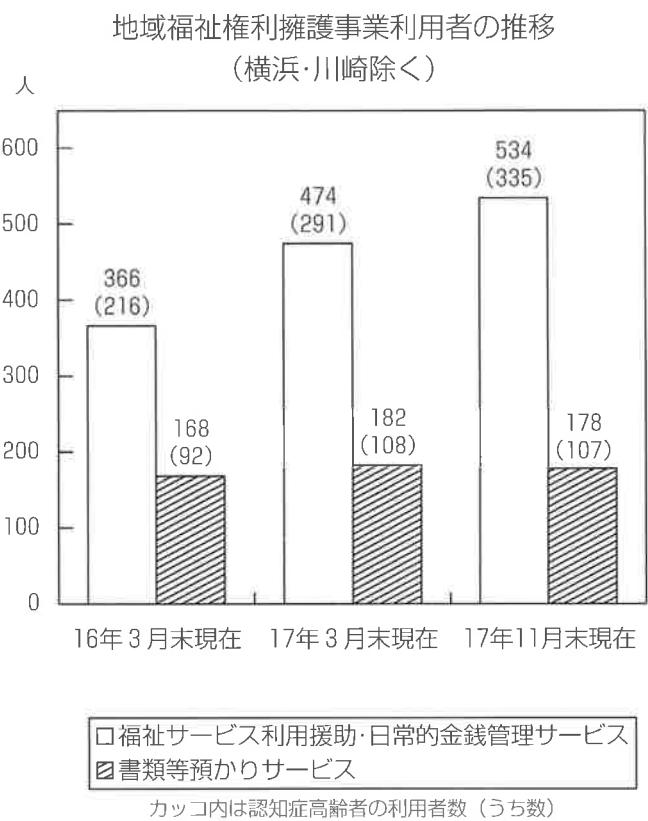
この事業を通じて、市町村社協が利用者と関わることで、地域の中での孤立を防ぐという効果があ

### <地域福祉権利擁護事業の対象者>

本事業の契約締結能力	(対象) 認知症高齢者、知的・精神障害者等で(条件) 日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみで適切に行なうことが	
	困難である	困難でない
契約締結能力あり	○ (対象者)	✗ (対象外)
契約締結能力なし	✗ (対象外)	✗ (対象外)

ります。相談ケースによっては、消費生活センターや弁護士会などの専門相談機関につなぎ、関係機関と一緒に利用者を支えます。このことで、悪徳な訪問販売やリフォーム詐欺等の被害を未然に防げる可能性が高くなります。

このように、地域福祉権利擁護事業は、利用者の地域における社会生活を支えるシステムづくりの基盤となる事業として取り組まれるものであります。



政をはじめとした関係機関の他、今後設置される地域包括支援センターなど、さまざまな機関との連携・協働により適切な解決を図つていく役割もあります。

### 法律行為を行う成年後見制度

一方、「成年後見制度」は、判断能力が十分ではない方について、「成年後見人」等が本人の意思や希望などを尊重し、本人の精神、身体状況や生活状況に応じて、法律行為や身上監護（福祉サービスの利用契約やその後のサービス状況のチェック）等を行うことを、

その内容としています。  
成年後見人等の選任には、家庭裁判所への審判申立てが必要です。後見人は、本人の判断能力の程度により、「後見」、「保佐」、「補助」の区分があります。  
申立ては、基本的に、本人、配偶者、四親等以内の親族等や、その実情を把握しうる立場にある市町村長による申立てが可能となっています。

特に、市町村長申立てでは、身寄りの無い方や、親族がいても、様々な事情で適切な申立人が見あたらぬ場合等において、当事者の権利を守るために必要とされています。しかし、市町村の体制整備等の遅れにより、利用実績が伸びていないことが指摘されています。

そこで、県地域保健福祉課では、制度の普及や市町村長申立てを促進するため、今年度より普及委員会を設置し、その方策や具体的な事業の実施に向けた取り組みをはじめています。

### 動向を見守り情報提供に努めます

地域福祉権利擁護事業は、事業開始から、相談件数、利用実績等は着実に増加しています。  
利用者は、認知症高齢者が過半数を超えていたことから、認知症の進行等により、「判断能力の低

下」、「契約締結能力を喪失」という状態に陥る不安を常に持ち合わせているといえます。

そのため、利用者の状態を定期的に確認し、場合によつては、「成年後見制度」の利用を視野に入れながら支援する必要があります。

このように、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度との連携は、大きな課題の一つとなっています。  
両事業における利用ニーズは、今後の高齢化の進展や事業の普及等にあわせ一層高まるものと予想されており、判断能力が十分でない方を地域で支えるためには、両事業の連携のもと、一層利用されやすくし、活用されることが大切です。

このため、地域福祉権利擁護事業の窓口である市町村社協では、利用者の立場に立つて、成年後見制度を正しく理解しておく必要があります。

そこで、本会としては、地域福祉権利擁護事業のより一層の普及と市町村社協の取り組みに向けた支援を図るため、今後も成年後見制度の動向を把握し、情報提供に努めていきたいと考えています。  
(かながわ権利擁護相談センター)

## 「ともに生きる」をテーマにした 県福祉作文コンクール 表彰式開催



表彰式では受賞者に大きな拍手がおくられました



(ともしひ普及課)

〔第二十九回神奈川県福祉作文コンクール〕  
(主催:県社会福祉協議会、県共同募金会、後援:神奈川県、県・市町村教育委員会、N.H.K.横浜放送局、神奈川新聞社、テレビ神奈川、日揮社会福祉財団)の入選作品が決定し、去る一月二十一日に横浜情報文化センター情文ホールで表彰式が行われました。

県内の小・中学生が対象で、今年は一万千六百二十九篇の応募がありました。地区審査を経て、県審査による最終審査で、優秀賞十六篇、準優秀賞二十篇、佳作二十篇、合計五十六の作品が選ばれました。いずれの作品も「ともに生きる」ことを考えた、おもしやや、優しさに満ち溢れた、すばらしい作品ばかりでした。

本紙では、優秀賞の中から、小学校四年・柴田美奈さんの作文を紹介します。

(ともしひ普及課)

その日、わたしは後悔しました。  
「どちらに行くのですか。お手伝いしましようか。」  
と、どうして声をかけられなかつたのだろう。

ある駅で、足の不自由な方とそのお母さんが、汗を流しながら必死に階段を下りていたのです。その駅にはエスカレーターもエレベーターもありませんでした。わたしは心の中でお手伝いをしたいと思いましたが、どうしたらいいのかわかりませんでした。するとその時、外国のお兄さんが階段を下りるのを手伝つてあげたのです。わたしはホットする同時に、少しひつくりしました。なぜならそのお兄さんは日本語を話していなかつたからです。

「ここは日本。日本語を話せるわたしが何をしているのだろう」と考えさせられました。

この日の出来事で、わたしはお父さんから聞いた「バリアフリー」という言葉を思い出しました。リアフリーとは、障害を持つ方と持たない方との間にあるかべ(バリア)を取り除いていこう(フリー)という考え方だそうです。

わたしたちの中には二つのバリアがあると思います。一つは、目に見えるバリアです。この日の出来事のように、街には障害を持つ方にとつて不自由な仕組みがたくさんあります。そんな不自由な仕組みを変えていくことの大切さをとても身近に感じた一日でした。

もう一つは目に見えないバリアです。それは、わたしが経験したように、こまつている方を目の前にした時、どうしたらいいかわからなくなることです。ゆう気を持って話しかけ、周りの目を気にしないです直にお手伝いができる。あの外国のお兄さんがわたしに教えてくれたのは、そんな心のバリアを取り除くことの大切さだったのです。

わたしたちの社会には、いろいろな方がいつもくらしています。目の不自由な方、足の不自由な方、言葉の不自由な方が大変な苦労をしていると聞きました。わたしは、二つのバリアをなくし、だれもが不自由を感じることなくくらせる社会となるよう、小さなことからお手伝いしていくことを心にちかいました。

(原文のまま掲載しています)

## 優秀賞

神奈川県社会福祉協議会会长賞

### みんながくらしやすい社会に

湘南白百合学園小学校 四年 柴田 美奈

## 保育園と幼稚園の総合施設、中間まとめ案 示され

「就学前の教育・保育を一体として捉えた『貫した総合施設』」の平成十八年度からの本格実施に向けて、厚生労働省と文部科学省では、平成十七年四月から総合施設モデル事業を実施してきました。

(各都道府県の希望実施に基づき、全国三十五ヶ所のうち本県は一ヶ所で実施)

この総合施設の設置については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成十五年六月閣議決定)で、就学前の教育と保育を一体とした総合施設の設置の検討を十八年度までに行うことが決定されたことと、「規制改革・民間開放推進3カ年計画」(平成十六年三月閣議決定)における、平成十七年度に試行事業を先行実施することを受けたものです。

去る十二月、この総合施設モデルの中間まとめ案がまとまり、子育て支援事業等を総合施設が取り組むべき必須の機能と位置づけました。

モデル事業は①幼保連携施設型(幼稚園と保育所の連携)②幼稚園型(幼稚園に保育所の機能を追加)③保育所型(保育所に幼稚園の機能を追加)④地方裁量型(無認可施設が機能を果たす)の四類

型で実施されています。総合施設については、いずれの類型の場合でも地域の実情に応じて住民が選択して利用でき、適切・柔軟な対応が可能となるよう一定の指針を策定することが必要である、としています。

具体的には、まず職員資格について、○二歳児は保育士資格、三歳児については幼稚園教諭と保育士の両方を持つ者が担うことが望ましいとし、しかし、両資格の併有を義務付けず、学級担任には幼稚園教諭、八時間程度利用する子どもの保育担当には保育士資格を求めるなどを原則に、一方のみの有資格者の排除をしないよう配慮を求めていました。

また、教育や保育の内容については、利用時間の相違などにかかわらず、一貫したカリキュラムが必要であり、子どもの一日の生活リズムや集団生活の経験年数の違いなど、総合施設に固有の事情を盛りこんだガイドラインを策定し、同年齢保育と異年齢保育の方を、適切に組み合わせて行くことが望ましいとしています。

URL:  
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/>  
2005/12/s1209-10.html

## 読者 の 声

### ー福祉施設での体験学習ー

もう二十年も前になる高校生の時、夏休みを利用してボランティア体験学習に二年続けて参加しました。これは、市内の高校生を対象に、老人ホームや知的障害者施設に三泊して、色々な体験をさせてもらう内容です。

今思うと、参加一年目の老人ホ

ームや、翌年の障害者施設でもどのように接してよいかわからず戸惑っていましたが、お年寄りの「ありがとう」の言葉や、障害のある方と何か一緒にできた時の楽しい笑顔を見て、「人に感謝をされる喜び」や「一緒に笑顔を作る喜び」を体験しました。

もちろんその時も、自己満足ということは自覚していましたが、それでも高校生の私には、そのことが嬉しく、その後もボランティア活動を続けてきて、今では、福祉の仕事に携わっています。

(松田有記子)

### ▶投稿をお寄せください

「福祉について思うこと」をテーマにした投稿をお待ちしています。他のテーマや本紙内容へのご意見ご感想でも結構です。

分量は700字程度。  
匿名でも結構です。



郵送：〒221-0844  
横浜市神奈川区沢渡4-2  
FAX：045-312-6302  
Mail：[kikaku@jinsyakyo.or.jp](mailto:kikaku@jinsyakyo.or.jp)  
いずれも「県社協企画課タイムズ係」と明記のこと

が、私のように、このような体験学習をきっかけに福祉の道へ進んだ人はきっと多いのではないかでしょうか。

しかし、あらためて振り返ってみると、高校生の時のような純粋な気持ちで仕事をしているのか、利用者と自分自身に問い合わせることがあります。忙しさにかられて、事務的に仕事をしていないか、利用者のニーズを受け止め、利用者のことを最優先に考えることができてもらいう内容です。

と自分自身に問い合わせることがあります。忙しさにかられて、事務的に仕事をしていないか、利用者のニーズを受け止め、利用者のことを最優先に考えることができてもらいう内容です。

今思うと、参加一年目の老人ホ

ームや、翌年の障害者施設でもどのように接してよいかわからず戸惑っていましたが、お年寄りの「ありがとう」の言葉や、障害のある方と一緒にできた時の楽しい笑顔を見て、「人に感謝をされる喜び」や「一緒に笑顔を作る喜び」を体験しました。

もちろんその時も、自己満足と

いうことは自覚していましたが、それでも高校生の私には、そのことが嬉しく、その後もボランティア活動を続けてきて、今では、福祉の仕事に携わっています。

実際に働くようになつて、高校生や実習生を受け入れることは大きだということを実感しています

(5)



合格率が“過去最低”

### 介護支援専門員実務研修受講試験結果

から、本会かながわ福祉人材研修センター・  
ウイリング横浜・川崎市在宅福祉公社の三機  
関で実施しています。

(介護支援専門員実務研修受講試験実施本部)

### 認知症高齢者グループホーム外部評価の 評価結果を確定

本会では、本年度の認知症高齢者グループホーム外部評価事業として、昨年九月から本年二月にかけて約八十事業所の評価に取り組んでいます。

その中からこのたび、九月から十月にかけて訪問調査を実施した、二十二事業所の評価結果を確定しました(表1)。評価結果は、本会ホームページ並びに、WAM-NET等に掲載していますので、ご覧ください。

(企画課)  
(本会URL:本紙一面参照)  
(WAM-NET URL: <http://www.wam.go.jp/>)

受験者は7136人と昨年を585人上回りましたが、合格者は2054人にとどまり、合格率は28.8%(昨年は35.5%)と、率では過去最低となりました(表2)。

受験者数の増について、介護保険法施行後、五年が経過し、受験資格要件(実務経験五年以上等)を満たす方が増えたことが考えられます。

職種(保有資格)別の合格者は下表のとおりで、介護福祉士及び介護等業務従事者の比率が増加しています。

なお、合格者に対する実務研修は一月下旬

(表1) 平成17年度外部評価受審事業所一覧  
(平成17年度12月20日付確定分)

No.	事業所名(所在地)
1	グループホーム 三ツ沢南の丘(神奈川区)
2	サリューブル あさひ式番館(旭区)
3	グループホーム洋光台(磯子区)
4	グループホームあすなろ(港北区)
5	社会福祉法人 ふじ寿か会 高齢者グループホームことぶきの里(緑区)
6	グループホーム朝日のあたる家(都筑区)
7	グループホーム都筑の春(都筑区)
8	グループホーム横浜名瀬・彩り(戸塚区)
9	ミモザ横浜いずみ(泉区)
10	グループホーム友愛(川崎区)
11	川崎大師バナナ園(川崎区)
12	グループホームバナナ園(幸区)
13	グループホーム 第2バナナ園(幸区)
14	グループホーム・のんびりーす(中原区)
15	バナナ園 ほりうち家(中原区)
16	グループホーム ふれんど(横須賀市)
17	グループホーム えん(藤沢市)
18	プライミーよこよこ(相模原市)
19	グループホーム わかくさ(秦野市)
20	グループホーム こゆるぎの家(大磯町)
21	グループホーム かわわの家(二宮町)
22	湯河原温泉ケアセンターそよ風(湯河原町)

(表2) 職種(保有資格)別合格状況

職種	合格者数(人)		職種別比率		職種	合格者数(人)		職種別比率	
	17年度	16年度	17年度	16年度		17年度	16年度	17年度	16年度
介護福祉士	898	930	43.7	40.2	作業療法士	17	19	0.8	0.8
看護師	408	500	19.9	21.6	精神保健福祉士	16	11	0.8	0.5
介護等業務従事者	141	113	6.9	4.9	歯科医師	14	8	0.7	0.3
相談援助業務従事者	140	152	6.8	6.6	柔道整復師	8	18	0.4	0.8
社会福祉士	135	137	6.6	5.9	はり師	7	14	0.3	0.6
歯科衛生士	64	100	3.1	4.3	医師	5	8	0.2	0.3
准看護師	47	70	2.3	3	助産師	5	16	0.2	0.7
薬剤師	42	57	2	2.5	言語聴覚士	3	2	0.2	0.1
栄養士(管理栄養士を含む)	35	66	1.7	2.9	きゅう師	2	2	0.1	0.1
理学療法士	23	25	1.1	1.1	義肢装具士	1	1	0.1	0
あん摩マッサージ指圧師	22	31	1.1	1.3	視能訓練士	0	3	0	0.1
保健師	21	30	1	1.3	合計	2,054	2,313	100	100



# パソコン講習会のその後…

## “同窓生”でフォローアップ

盛んに開催されているパソコン講習会。シニアの方の参加も増えています。しかし、修了後のフォローアップがないことに不満を持つ方も少なくないようです。そこで今回は、講習会修了後に自主的に設立され、フォローアップの活動をしている『パソコン長寿会』についてご紹介します。

公民館や地区センターでは、パソコン講習会が盛んに開催され、多くのシニアの方が参加しています。しかし、講習会修了後も継続してインターネットや電子メールを活用できているかというと、なかなかそうではないようです。

「せっかくインターネットの便利さを知ったのに」「電子メールで友達と連絡を取ろうと思ったのに」と思う方もいれば、いざ自宅に戻ってやろうとしても、どうしたらいいかわからず、誰にも聞くことができないので結局あきらめざるを得ないという方。それ以外にも、自宅に戻ると面倒になってパソコンを開かない方や、そもそも自宅には自分が使えるパソコンがない…などの声もよく聞かれます。

\* \* \*

昨年8月、当センターでは、パソコンボランティアとして活躍するシニア世代の方を講師としてご協力いただき、60歳以上の方を対象とした「パソコン初心者講習会」を県内2地区で開催しましたが、やはりそこでも、過去に他のパソコン講座に参加されたことのある方から、同じ様な声が聞かれました。

最終日に、講習会で一緒に学んだことは何かの縁でもありますので、「修了後も共に学びませんか!?」と呼びかけたところ、10名ほどのシニアで自主的に運営する『パソコン長寿会』が

立ち上がることになりました。主にフォローアップを中心とした内容で、常時4~5名が参加しています。講師には交通費程度の謝礼で継続した指導をお願いし、テキストは講習会で使用したものを再利用します。そして月に2回、公共の場を利用して活動しているため、1回千円程度の参加費で賄うことができます。

「講習中は自分のことで精一杯だったが今では互いに教え合えるようになった」「メールアドレスを交換してやり取りをしている」「年末には年賀状づくりに挑戦し孫に送ったら喜ばれた」など、うれしい声もあがっています。また、活動を始めて5ヶ月が経ち、この活動の見学に来る方もいるそうです。

同じ講習会で学んだメンバーですから、ある程度お互いの顔やパソコン操作のレベルもわかっているので、新しい講座に飛び込むより、恥ずかしさや戸惑い、ついていくかといった不安などが少なくてすむようです。

講座の修了生が継続して学び合い、そして仲間づくりをすすめることは、他の講座などでもよくあることです。このように考えると、パソコン講座も、修了後のフォローアップを自主グループの継続した学習活動としてしていくことは可能ではないでしょうか。

センターからのお知らせ

家族は身近な生きがい  
づくりの応援者!

団塊の世代の定年退職を間近に控え、退職後の生きがいづくり、地域活動参加への支援が大きな課題と言われています。

そこで当センターでは、身近な応援者であるご家族の方を対象に、夫、父親が定年退職に向かえるにあたり、心構えや、生きがいづくりを進めるポイントなどをご紹介します。

- |                              |  |
|------------------------------|--|
| ■ 日時…平成十八年三月四日(土)            | 十二階 第二会議室                                |
| ■ 会場…かながわ県民センター              | 午後一時から三時まで                               |
| ■ 内容…講義・実践事例報告               | ■ 対象…既に退職、あるいは今後退職される夫や父親がいる家族、および関心のある方 |
| ■ 定員…五十名(先着順)                | ■ 申込…二月二十七日(月)まで                         |
| ■ に、電話、ファックス、E-mailにて当センターまで |  |

このページに関するお問い合わせ  
かわながわ長寿社会開発センター  
FAX 045-045-11311  
TEL 312-311-6373  
E-mail tyoujyu@jinsyakyo.or.jp

# 今月の福祉資料室



## 「よく見られる病気と薬」

ボランティアの時代～  
「共生」の思想を考える  
淑徳大学エクステンションセンター 編

平塚市民生委員 本書は、淑徳大学工  
児童委員協議会 クステンションセンタ  
会長 金田 和子 ー主催の公開講座「ボ  
ランティアの時代」における講演内容を  
もとに編集されたものである。

述説法のごとく、ボランティアが拓く  
生き方・言葉がもつ意味ー共感と共生と  
ーについて語りかけ、ボランティア活動  
は“人のため”ではなく“自分のため”であ  
り、喜びにつながっていくということに  
気づかされる。また、「ワークショップ  
の方法」等、すぐに実践  
に活かすことができる内  
容となっているなど、現  
場や市民の「ハウツーも  
の」を念頭において、わ  
かりやすく編集されてい  
る。今の自分を再発見で  
き、新しい発見と創造・元  
気をくれる一冊である。



2003年4月刊  
中央法規  
定価2,520円(税込)

★ 民生委員・児童委員の自己研修テキス  
ト～相談・支援の効果的な進め方 (松藤  
和生・宮内克代、エイデル研究所)

★ 介護保険制度とは・・改訂第8版 (藤井  
賢一郎、東京都社協)

★ 福祉事務所運営論 (宇山勝儀、ミネル  
ヴァ書房)

★ きちんと感染管理～介護職員のための

高齢者がかかりやすい疾患、よく使わ  
れる薬とその副作用についてわかりや  
くまとめた一冊。「薬の基礎知識」  
「よく見られる病気と薬」「さまざまな  
身体症状と薬」の三部構成。

読みみよう!

★ 介護者のための病  
気と薬がわかる本 (いらはら診療所十  
友愛メディカル、雲母書房)

★ 生活視点の高齢者施設  
新世代の空間  
デザイン②実務編「新訂版 老人保健福  
祉施設建設マニュアル」(社)シルバーサー  
ビス振興会・(社)日本医療福祉建築協会、  
中央法規)

★ よくわかる養護原理 (山縣文治・林浩  
康、ミネルヴァ書房)  
★ 宅老所・グループホーム白書2006  
(小規模多機能ホーム研究会、CLC)

## 資料

### 価値あり!

★ 高齢者デイサービス  
通所介護計画 (個別支援計画) ハンド  
ブック (東京都社協)

2006年度施行の法改正に対応 (藤井  
賢一郎、東京都社協)

平成12年に刊行した「通所介護アセス  
メント・個別援助計画表」記入マニユ  
アルを改訂・増補し、通所介護計画作  
成のために必要なアセスメントの過程  
と視点等を明らかにしたもの。

## 「福祉資料室」をご利用ください！

閲覧室のほか、文献検索、利用相談等  
のサービスを行っています。

- ◆ 利用時間：月～金(第3金曜、祝日、年末年始等を除く)の9時～17時
- ◆ 問合せ：☎ 045-311-8865  
FAX 045-313-9341
- ◆ インターネットでの資料検索  
<http://www.progress.co.jp/members/jinsyakyo/tosyo/>

~「新着情報コーナー」ができました。ぜひご利用ください！~

★ 感染対策マニュアル (辻明良、全社協)

★ 東京都配偶者暴力対策基本計画・中間  
のまとめ (東京都生活文化局)

★ 介護サービス従事者の研修体系のあり  
方に関する研究 第二次中間まとめ  
キヤリア開発支援システムの研修力リ  
キュラムについて (全社協)

★ 市町村保育行政及び公立保育所の運営  
に係る実態調査報告書 (全社協)

★ 障害者のIT利活用支援の在り方に關  
する研究会報告書 (総務省)

★ 障害児の「医療・福祉・教育の手引き」(福  
祉制度編) (福日本肢体不自由児協会)

★ 特養入所者の経年変化に関する調査研  
究報告書 (全国老人福祉施設協議会総研  
報告書3号) (全国老人福祉施設協議会)

★ 支援者のためのマニュアル (D&V) と子  
ども・家庭という密室での暴力 (財女性  
のためのアジア平和国民基金 (アジア女  
性基金))

## 今月のいちおし クリック！

「(社)成年後見センター・リーガルサポート」の  
ホームページをご紹介します

日常生活を営むにあたり、私たちは様々な契約を前提とした社会に生きています。しかし、契約することについて判断能力が不十分では不利益を被ってしまいます。

このホームページは不利益を被らないためにある成年後見制度の解説をはじめ、法律面や生活面で支援する制度を紹介しています。



<http://www.legal-support.or.jp/>

# i nformation

## 音楽フェスティバル「愛・それは…」 パート2の開催

障害者と健常者が音楽を通して交流し、障害者の自立を支援するとともに、障害者福祉への理解を深めることを目的に開催します。（入場料、無料）

◇内容＝オカリーナ演奏（本城泰治と鶴見オカリーナ合奏団）・ゲストグループ「ねんど」の演奏・オリジナル優秀作品の発表・バザー（地域作業所の自主製品）・フリーマーケット

◇日時＝3月5日(日)13時開演、15時30分終演

◇会場＝南区公会堂

◇問合せ先＝地域作業所あい（担当：木村）

☎ 045-714-3669

◇内容＝社会福祉法人横浜いのちの電話では、24時間休まずに人々の悩みや不安を聞き、心の危機を支えるボランティア活動を、広く市民の方に知つてもらうための普及活動として、映画鑑賞会を開催します。

◇日時＝3月10日(金)※上映時間（1回目）午後2時（2回目）午後6時30分

◇上映映画＝「オペラ座の怪人」

◇会場＝横浜関内ホール

◇入場料＝（前売り券）千円、（当日券）千二百円（全席自由）

◇問合せ先＝横浜いのちの電話事務局

☎ 045-333-6163 (月～金午前9時～午後5時)

◇日時＝3月20日(月)14時～16時  
◇会場＝厚木市総合福祉センターホール

### 【藤沢会場】

障害に関する正しい知識の普及啓発事業

◇内容＝講演「ひきこもり家族へのメッセージ～ひきこもりの医療現場から見ええたもの～」（北の丸クリニック所長・精神科医、倉本英彦氏）

◇講演テーマ＝「災害（新潟中越地震）を体験して」（講師：新潟県障害者社会参加推進センター加盟団体）

◇日時＝3月9日(木)13時30分～16時  
◇会場＝茅ヶ崎市役所分庁舎6階コミュニティホール

◇問合せ＝神奈川県障害者社会参加推進センター（財）神奈川県身体障害者連合会

FAX 045-316-6860 担当：渋谷

◇施設関係者・民生委員等（参加費無料）  
ニティホール

◇〆切り＝2月28日(火)

◇問合せ＝神奈川県障害者社会参加推進センター（財）神奈川県身体障害者連合会

FAX 045-311-8736 担当：渋谷

◇参加対象＝障害者及びその家族、障害者の家族、障害者の社会参加推進事業に携わる方（参加費は無料、各会場100人）

◇〆切り＝3月10日(金)（申し込みの際は会場名を明記）

◇問合せ＝神奈川県障害者社会参加推進センター（財）神奈川県身体障害者連合会

FAX 045-316-6860 担当：渋谷

◇参加対象・定員＝両会場とも、精神障害者の家族、障害者の社会参加推進事業に携わる方（参加費は無料、各会場100人）

◇〆切り＝3月10日(金)（申し込みの際は会場名を明記）

◇問合せ＝神奈川県障害者社会参加推進センター（財）神奈川県身体障害者連合会

FAX 045-311-8736 担当：渋谷

**精神障害者家族教室**

精神障害者の自立や社会参加等を効果的に促進するため、現場での実践等の報告をとおしてより理解を深めるために、県内の二会場で開催します。

【厚木会場】

◇内容＝講演・「総合失調症、私が多くの患者さんから学ばせていたいたいたこと」（東洋大学ライフデザイン学部教授・白石弘巳氏）

【藤井会場】

◇内容＝講演・「ひきこもり家族へのメッセージ～ひきこもりの医療現場から見ええたもの～」（北の丸クリニック所長・精神科医、倉本英彦氏）

◇会場＝厚木市総合福祉センターホール

◇日時＝3月23日(木)13時30分～15時30分  
◇会場＝藤沢産業センター8階情報ラウンジ

一般寄付金

▽神奈川県大衆音楽協会／日本農産工業株式会社／脇隆志／田中良平／廣瀬公子／ともしひ基金

▽喜久の湯／富士シティオ株式会社／UJ-IIコス（株）町田支店・横浜支店／第二教育センターともしひショッピング（光友会）▽そとうてつローゼン港南台店／木ノ花会／石邦会／ダンディヨン／下地早紀／菅井良幸／アイウエオ／大田雄造／佐藤正平（計）、二〇一、二八八四円

【寄付物品】▽神奈川県定年問題研究会／神奈川SGGクラブ／三菱地所株式会社／三井物産株式会社／ハマハウス株式会社／財團法人紫雲会／横浜病院／大塚隆事務所

▽藤井博子／植村よし子

（敬称略）

**神奈川県福祉研究会**  
(税務・会計の専門家グループ)

理 事 伊藤 正孝（☎ 045-412-2110）  
同 桑江 郁男（☎ 045-402-4433）  
同 辻村 桂造（☎ 045-311-5162）  
同 西迫 一郎（☎ 046-221-1328）  
同 林 雄一郎（☎ 0466-26-3351）  
代表理事 八木 時雄（☎ 042-773-9266）

NTTファシリティーズ

福祉施設づくりに、  
私どもが誠意を持って  
お手伝い致します。

東京都港区芝浦3-4-1  
☎ 0120-72-73-74

E-mail: info@ntt-f.co.jp

<http://www.ntt-f.co.jp/architect/index.htm>

RISO オルフィス HC5000

リソグラフ正規代理店

リソグラフ正規代理店

株式会社八雲堂

横浜市磯子区 洋光台6-20-6 TEL 045-833-5111

# 自立するひとへの架け橋に 取り組む・育てる（11）

## 自立するひとへの架け橋に

心の病がある方々に向けた支援の目指すべき姿として、障害の特性をより理解した上で、彼らの社会参加を進め、地域で自立した生活を送るための体制整備が求められています。

平成十三年、特に精神障害者など、心の病がある方の社会参加を応援する「NPO法人横浜メンタルサービスネットワーク」（以下、YMSN）が発足しました。今回は、その取り組みについてお話を伺いました。

### 心の病がある方の就労の現状

我が国では、心の病がある方が約二百五十万人以上いると推定されています。その中で就労に関しても、平成十六年五月発表の厚生労働省「精神障害者の雇用の促進に関する研究会報告書」によると、求職者数は平成六年度の二千八百八十四人に對し、平成十四年度には一万二千五百五十三人と増加し、その他、就職件数や障害者雇用実態調査においても増加していると報告されました。

### 作業所だけが居場所？

YMSNの理事である鈴木弘美さんと森川充子さんは、長年にわたり地域作業所で心の病がある方の支援を行ってきました。その中で感じたこととして、「作業所は、社会復帰の場という位置づけではあつたものの、現実的には地域での

生活を送るための支援方策が図られることを意図しています。

治療中心のこれまでの“対策”ではなく、社会的な環境を整え、いわゆる福祉的就労も含めた様々な社会復帰のためのメニューが必要となつてきます。

しかし一方で、未だ偏見をはじめとした社会的ハンディキャップを負う環境があることや、社会復帰を促す受け皿もノウハウに乏しい状況にあり、就労に向けた取り組みが急務な課題となっています。

精神保健福祉法第一条は、医療保護と社会復帰の促進を主眼におき、社会経済活動等への「参加」を掲げています。

精神医療における人権の配慮の後に社会復帰や生活支援が記され、治療や疾病予防による状態の安定を目指し、そこから地域での

の数少ない受け皿として様々な役割を担わざるを得ませんでした。就労についても十分に関わることができませんでしたし、また、関わることができたとしても、一方で、利用者の就職先にどうかかわり、どうフォローすればよいかという大きな課題がありました」と話します。

このSST研修の他、平成十四年には、独自で就労支援プログラムを開発し、就労への自信を取り戻すことと職場定着を支援のゴー

ルにおき、就労前準備（就労講座の開催）↓就労準備（就労理解と職場体験、振り返り）↓就職↓職場定着、までの一貫した支援を開きました。そして、同年の、雇用促進法の改正に伴い新たに創設された「ジョブコーチ支援事業」では、協力機関型ジョブコーチと

### “自信回復”が支援のゴール

心の病がある方々には、様々な療法により症状が改善した後も、対人関係や日常生活での対応する能力の障害（生活障害）などから、社会適応へのストレスがたまり再発することがあります。YMSNがNPO法人として設立、認可され、早速取り組んだのがSST研修会（Social Skills Training）の略。「社会生活技能訓練」「生活技能訓練」等と呼ばれるのです。（表1参照）

YMSNの中には早くからSSTの効果に着目し、自主学習会を行っていた会員もいました。この学習会を通して、SSTの実践の場を広げていくことで当事者の方に対人関係の力をつけてもらいたいと強く感じていたのです。

そこで、YMSNの正式な研修会として取り組むことになり、その後、SSTは、少しずつ新しい

（表1）

- SST=社会生活に必要な技能を身につけるための方法
- ①対人関係を中心とする社会生活技能
  - ②服薬自己管理・症状自己管理などの疾病の自己管理技能
  - ③身辺自立（ADL）に関わる日常生活技能を高める方法 等が開発されている

（SST普及協会ホームページより）

URL : <http://www.jasst.net/top.html>

して活動し、「職場定着」の部分を担っています。

また、「就労準備」については、平成十六年まで独自のプログラムとして取り組みましたが、同年に、県職業能力開発校から就労準備訓練事業（トライ・就労準備科）の委託対象となり、「労働サイドの職業訓練」として位置づけられることになったのです。

## 安心への転換と「ネットワーク」



-Aren't you?"mosaku"?-

(福)唐池学園

ドルカスベビーホーム

心理相談員 芝 太郎

「心理相談員って何をするの？」。私が自己紹介すると、必ずと言っていいほど聞かれる質問です。

乳児院では、心理職が導入され始めたばかりで認知も低く、当然の疑問になります。しかし、この質問は素朴であるが故に、導入されたばかりの心理職にとって痛いところを突かれる質問でもあります。心理職が配置される乳児院という職場で、大学院を出たばかりの私が出来ることは、そう多くはありません。

私は、非常勤で2年、常勤で2年、計4年間、乳児院に関わらせてもらっています。この勤続年数は、周りにいる数少ない乳児院の心理職の中では、比較的長い部類に入るようです。

採用当初、私はこの質問に「まだ役割を模索している段階です。」と答えてきました。今でもこの回答に説得力は皆無です。

長く勤めていればおおまかにでも組織の中での役割も見えてきます。この質問に対し、私は4年をかけ、「模索」という言葉を使う頻度が少なくなってきたと感じます。しかし

「乳児院心理としての確固たる領域を確立できたから」というわけでは決してなく、今でも模索の真っ只中にいると思っています。入職の頃と違う事があるとするならば、当初よりも施設を理解できているし、施設にも私を理解してもらっているということでしょうか。

施設が心理職に求めるものはその施設によって違うでしょうし、それぞれの心理職員が提供できるものも、学んできた背景によって一人ひとり違うのでしょう。この「施設のニーズ」と「心理職員の資質」とを、時間をかけてかみ合わせていくことが心理職の役割を作っていくことなのか、と感じています。

そして今後も心理職として施設に、子ども達に提供できる事を少しずつでも増やしていくよう「模索」を続けていけたら、と考えています。

労先に訪問し調整ができる、障害のことをかくす心配をしなくてもよい、といったメリットがあります。

心の病がある方の就労支援のポイントは、当事者や就労先、支援者、地域などの不安感を安心感に転換することです。

そのためには地域のネットワークが必要であり、YMSNが目指すところも、そこにあります。

鈴木さんは、「ヒューマンサーカスを提供するため、様々な機関とのネットワークを結ぶことが

四人中十七人が就労しました。特に障害を明かしてすすめていくことは、面接に支援者が同行できる、仕事内容や時間に配慮してもらいやすい、支援者が定期的に就

自分の職場で出会えない人との意見交換する場を提供して、つながりを広げてほしいと思っています。

そういった意味では、YMSNは点と点を結ぶ役割を担っていきた点と点を結ぶ役割を担っていきたいです」とお話をいただきました。

## 今月の視点

障害者雇用促進法が一部改正され（平成十八年四月施行）、精神障害者に対する雇用対策の強化として、雇用率や雇用納付金の適用等

が図られます。

しかし現実には、精神障害者であっても、様々な理由から精神障害者保健福祉手帳を持つていない方もおり、プライバシーの配慮など、より一層のきめ細やかな対応

や支援策が必要となります。

YMSNは、SSTを活用しながら、当事者自身が社会に適応する力をしていくことと、就労支援プログラムやジョブコーチによつて、より安心して働き続けられる環境作りにあわせて取り組んでいます。

これらは、制度の隙間を埋める役割を果たし、制度を育てていると言えるのではないでしようか。

（企画課）

横浜メンタルサービス  
ネットワーク

横浜市港南区上大岡東2-42-101

FAX 045-841-2179  
TEL 045-841-2189



## 病気を持つ子ども達の笑顔のために

### 県立こども医療センター オレンジクラブ（横浜市）

子どもが入院することは、病気への不安や痛い治療・検査のほか、慣れない入院生活から、子ども自身とその家族にとつて様々な負担がかかります。さらに兄弟児がある場合には、その日常生活や世話を等も考えなくてはなりません。

県立こども医療センター（以下、センター）は、小児病院・肢体不自由児・重症心身障害児の三つの施設からなり、病気や障害を持つ子ども達と、お見舞いに来る家族や兄弟の気持ちをやわらげ、安らぎを得られるようなど、病院ボランティアが活躍しています。

今回は病院内の活動を行なうグループ（総称・オレンジクラブ）のコーディネーター役である梶山祥子さんにお話を伺いました。

### 病院の中に普通の生活を

病院には乳幼児や学童の病床419床があり、一日500人の外来患者が

来られるとのこと。

病院ボランティアは外来の案内をはじめ、診察待ちの子ども達や家族のお話し相手の他、病棟での紙芝居、絵本の読み聞かせ、定期開催の音楽会といった触れ合いの活動のほか、縫物やシーツ交換、病棟等の飾りつけといった間接的な活動とあわせ、病院と子ども達を支えています。

病院内でのボランティア活動について梶山さんは「25年以上前から取り組みの幅を広げてきた結果、活動するグループも増え、近年になって連携が困難となり、病院との統一的な窓口が必要になつていまし



昭和45年に設置のセンターは先日、改修され、多くのボランティアが活躍しています

県立こども医療センター オレンジクラブ事務局
045-1711-2351
横浜市南区六ツ川2-138-4

た。平成16年に、新たに活動中のグループ（総称・オレンジクラブ）のコーディネーター役である梶山祥子さんにお話を伺いました。

オレンジクラブは現在、11グループと約200人の個人ボランティアで構成されています。無償で、交通費も自己負担ですが、活動二年目以降は病院側がボランティア保険の費用を負担しています。

ボランティアには子どもの病気についての説明はありません。梶山さんは「ボランティアは専門家ではありません。子ども達の病気や障害に目をやるのではなく、病院の中に日常生活の雰囲気を持つてることで、子ども達やその家族の不安を少しでも取り除き、退院に向かってもらいたい。それがボランティアの願いでもあり役割だと思います」と話され、今後について「活動ニーズは沢山あります。そのためにより質と量を高め、子どもたちの笑顔がもつと見られるよう、いろいろな方の力を借りて、開かれた病院としていきたいです」と結んでいただきました。

（企画課）

### —社会福祉施設の設計監理—

株式会社 安江設計研究所  
YASUE & ASSOCIATES'Inc.

東京都港区高輪2-19-17-808  
TEL 03(3449)1771/FAX 03(3449)1772  
URL: [www.yasue-sekkei.co.jp](http://www.yasue-sekkei.co.jp)  
E-mail : [yasue@yasue-sekkei.co.jp](mailto:yasue@yasue-sekkei.co.jp)



新築・増築・改修等お気軽にご相談ください